入会金及び会費等に関する細則 (案)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条　この細則は、社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター定款第 6 条第 3 項及び第 7 条第 2 項の規定に基づき、社団法人日本ネットワークインフォメーションセンターの入会金及び会費等に関する必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 章 会費・入会金等

(入会方法及び入会金の金額)

第 2 条　正会員として入会を希望するものは、所定の入会申込書に必要事項を記入しネットワーク運用規則等を添付したものを理事長に提出し、理事会の承認を得た後、遅滞なく入会金 500,000 円を納入しなければならない。

2　賛助会員として入会を希望するものは、所定の入会申込書に必要事項を記入し、理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

3　事務局は、正会員の提出した入会申込書、ネットワーク運用規則等及び参加組織リストに記載された情報を公開する。

4　事務局は、入会承認後、入会金の納入を確認し、入会通知書を発行する。入会通知書の発行期日をもって会員の資格を生ずるものとする。

(会費の金額)

第 3 条　正会員が納める年額会費は、当該会員の参加組織数に 10,000 円を乗じた額に 300,000 円を加えた金額とする。ただし、10 月 1 日以後に入会した場合には、その金額に 2 分の 1 を乗じた金額とする。

2　前項において、参加組織を持たない正会員の参加組織数は 0 と数える。

3　賛助会員の納める年会費は一口 100,000 円とし、 5 口以上とする。

(参加組織数)

第 4 条　正会員のネットワークに参加、加入あるいは加盟 (以下、参加という) しているものの内、当センターからドメイン名が割り当てられている数の総数を、当該正会員の参加組織数とする。

2　正会員が、ネットワークの管理のために使用することを届け出たドメイン名も参加組織数に加える。

3　参加の名義が個人であっても、その個人に当センターからドメイン名が割当てられている場合には、参加組織数に加える。

（会費の納入時期）

第５条　会費は年額一括払いまたは半期払いとし、いずれを選択するのかを前年度の２月末日までに申告する。

２　年額一括払いの場合は前年度の２月末日における参加組織数をもとに算出した金額を年額会費として、６月末日までに納入する。

３　半期払いの場合は、前年度の２月末日と該当年度の８月末日における参加組織数をもとに算出した金額の２分の１をそれぞれ前期会費、後期会費とし、それぞれ６月末日、12月末日までに納入する。

４　会費の計算日において未加入であった会員は、入会申請日の参加組織数をもとに会費を決定する。会費支払方法の申告は入会申請時に行い、該当する年額会費、前期会費、後期会費の納入は入会日より３カ月以内とする。ただし会計年度内に納入するものとする。

（入会金及び会費の納入方法）

第６条　入会金及び会費の納入方法は、理事長が別に定める銀行への振込みとする。

２　入会金及び会費の納入に要する銀行振込み手数料は、入会を希望する者若しくは会員の負担とする。

（遅延損害金）

第７条　正会員は、第５条第２項、第３項及び第４項に定める会費の納入期限を遅延した場合、延滞期間に対して年率14.5%の遅延損害金を別途支払うものとする。

附則

１　この細則は、当センターの設立許可のあった日から施行する。

２　この細則の定めにかかわらず、任意団体日本ネットワークインフォメーションセンターにおけるタイプＡの会員であったものの会費の金額は、平成９年度に限り当該会員の参加組織数に10,000円を乗じた額とする。

３　この細則の定めにかかわらず、任意団体日本ネットワークインフォメーションセンターの会員であったものの平成９年度の年額一括払いによる年会費もしくは半期払いによる前期会費は、１９９７年２月末日の参加組織数をもとに算出する。